

森町高齢者福祉総合計画

(森町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)

《令和6年度～令和8年度》

概要版



令和6年3月
北海道 森町

● 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本町では、令和3年3月に「森町高齢者福祉総合計画」（森町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画）を策定し、生涯にわたって生き生きと心身ともに健康で、生きがいや楽しみがある生活を送り、介護が必要となっても尊厳を持って地域で暮らし続けられるまちづくりを進めてきました。

これまで、介護保険事業と高齢者福祉施策では、介護予防の定着と「地域包括ケアシステム」の構築を目指した施策に取り組んできました。今回の第9期計画は、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を視野に入れつつ、誰もがより長く元気に活躍できる社会の実現を目指すため、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保が求められることとなります。

足下においては、これまでの経年的な変化の把握を行うとともに、高齢者の状況・意向の実態把握を行い、総合的な高齢者保健福祉施策のさらなる推進と円滑な実施を目指していく必要があります。

全国的な傾向と同様、森町においても高齢者の単身・夫婦のみ世帯などの増加に伴い、生活支援の必要性も高まっています。今後は、ニーズに応じた地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、家事支援などの生活支援・介護予防サービスを充実させていくとともに、認知症高齢者を地域で支えるために、早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等を充実させていく必要があります。

「森町高齢者福祉総合計画」（森町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画）では、高齢者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、これまでの成果や課題、新たな国の動向を踏まえ、森町らしい地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

2 計画の根拠法と位置付け

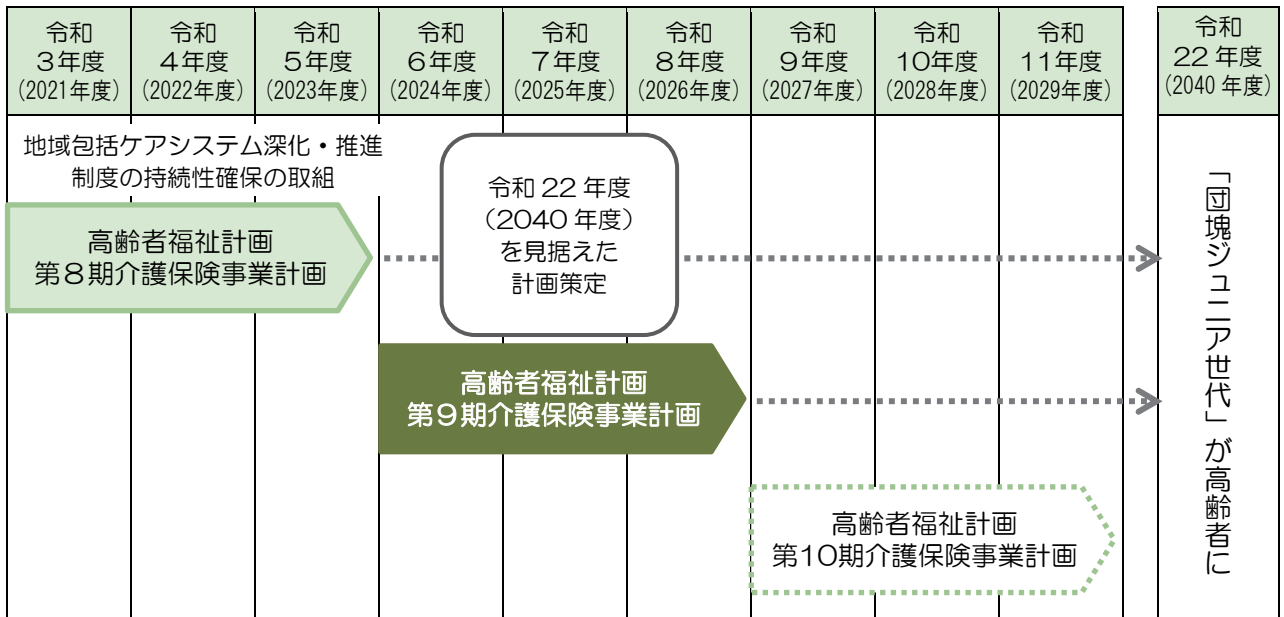
本計画は「老人福祉法第20条の8」に基づく市町村老人福祉計画並びに「介護保険法第117条第1項」に基づく市町村介護保険事業計画として、市町村の高齢者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、介護保険事業の円滑な実施を図り、地域包括ケアシステムの構築を目指して、一体的な計画として策定します。

また、この計画は「森町総合開発振興計画」の健康・福祉部門の分野計画としても位置付けられています。

3 計画の期間

計画期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とし、計画期間3年目の令和8年度に本計画全体の評価・検証を実施して計画の見直しを行います。

なお、本計画は「団塊ジュニア世代」が高齢者となる令和22年（2040年）を視野に入れた中長期的な目標を示し、具体的に地域包括ケアシステムへの取組を深めていくという位置付けを有しています。



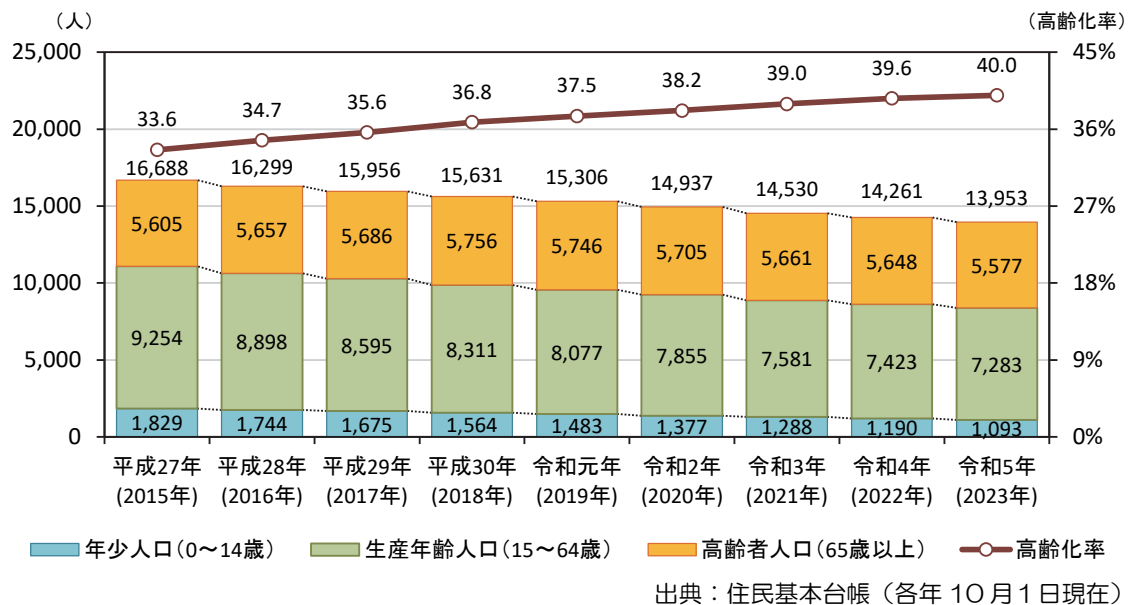
● 当町の高齢者の状況

1 総人口の推移

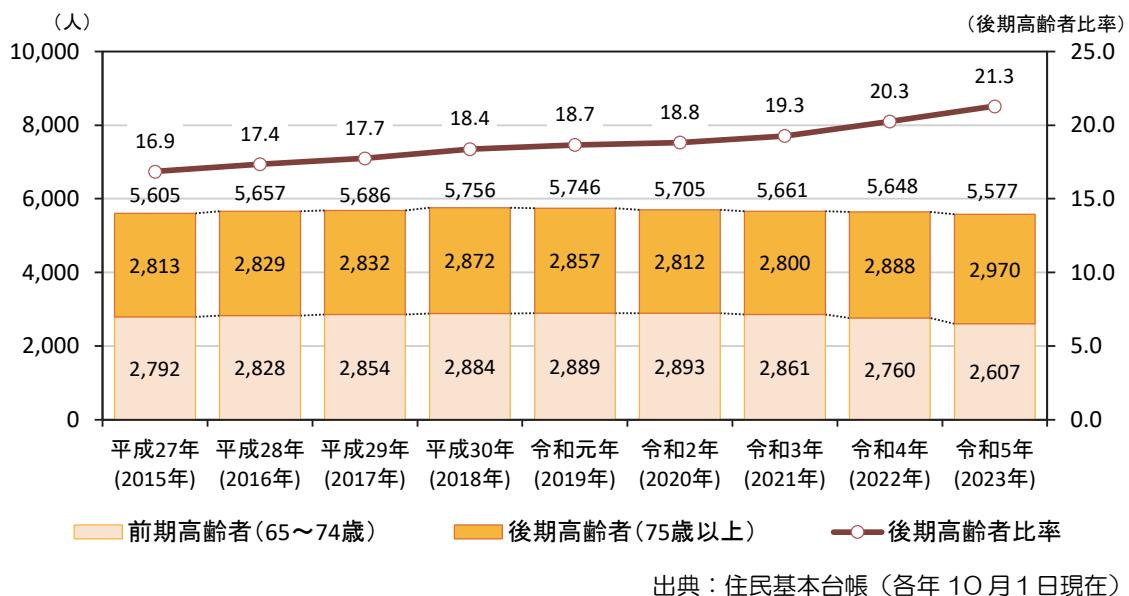
森町の総人口は減少傾向にあり、平成27年の16,688人から令和5年には13,953人まで減少しています。高齢者人口は令和元年度に減少に転じましたが、高齢化率は伸び続けており、令和5年は40.0%となっています。

また、高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は令和3年から減少に転じ、後期高齢者（75歳以上）は令和元年から令和3年までの減少傾向が令和4年から増加に転じている状況です。総人口に占める後期高齢者の割合は増加傾向が続いており、令和5年は21.3%となっています。

■ 年齢3区分別人口と高齢化率の推移



■ 高齢者人口と後期高齢者比率の推移

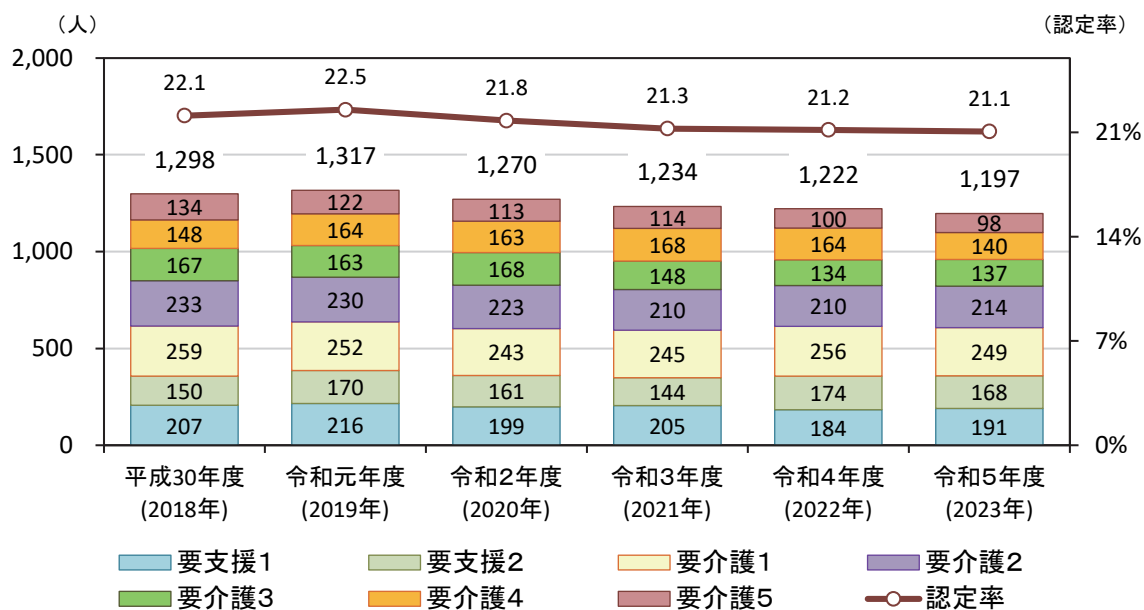


2 要介護認定率と要介護度の推移

要介護認定率は令和元年の22.5%から減少傾向で推移しており、令和5年度は21.1%となっています。

性別と年齢の影響を受けないように調整した調整済認定率※の推移をみると、平成28年度から全国・北海道を上回って推移していますが、上昇していた調整済認定率は令和元年度から低下しています。

■要介護認定者数の推移



出典：介護保険事業状況報告月報（各年度9月末現在）

● 計画の基本的な考え方

1 基本方針

1人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を構築します。

また、自立した日常生活の支援、要介護状態などの予防・軽減・悪化防止、認知症対策の推進、介護給付などの適正化への取組を重点的に推進します。

2 基本目標

団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を視野に入れながら、地域の実情に応じた介護保険サービスの充実を図ります。

また、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図るため、在宅医療・介護連携の推進、認知症対策の推進や生活支援サービスの充実など、高齢者の尊厳を支えるケアを実現するための体制の充実に取り組みます。

併せて、高齢者の自立支援・重度化防止、認知症対策など重点的に推進する取組に関して、計画期間における数値目標を設定し、取組を推進します。

3 日常生活圏域の設定

高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、必要なサービスが継続的かつ包括的に提供できるエリアとして、町の面積、高齢者人口等を勘案し、町内を1つの日常生活圏域として設定します。

● 推進する施策

高齢者福祉サービスの整備

1 高齢者福祉事業の推進

- (1) 在宅サービスの充実
- (2) 施設サービスの充実
- (3) 地域共生社会の実現

2 地域生活支援体制等の整備

- (1) 地域包括ケアシステムの構築
- (2) 在宅福祉ネットワーク活動推進事業
- (3) ボランティアセンターの活動推進
- (4) ボランティアの育成と活動支援
- (5) ふれあいサロン事業の推進
- (6) 緊急体制整備事業
- (7) 救急医療情報キット配布事業
- (8) 介護保険事業者等への支援
- (9) 介護・福祉人材確保の推進

高齢者の社会参加と安心・安全

3 高齢者の積極的な社会参加

- (1) 高齢者の学習機会の提供
- (2) 高齢者の就労対策
- (3) 高齢者入浴料金助成事業

4 高齢者の安全で快適な生活の確保

- (1) 高齢者にやさしいまちづくりの推進
- (2) 防災・防犯対策の充実
- (3) ごみ収集体制の充実
- (4) 感染症対策の推進

介護サービスと介護予防

5 地域支援事業の推進と自立支援

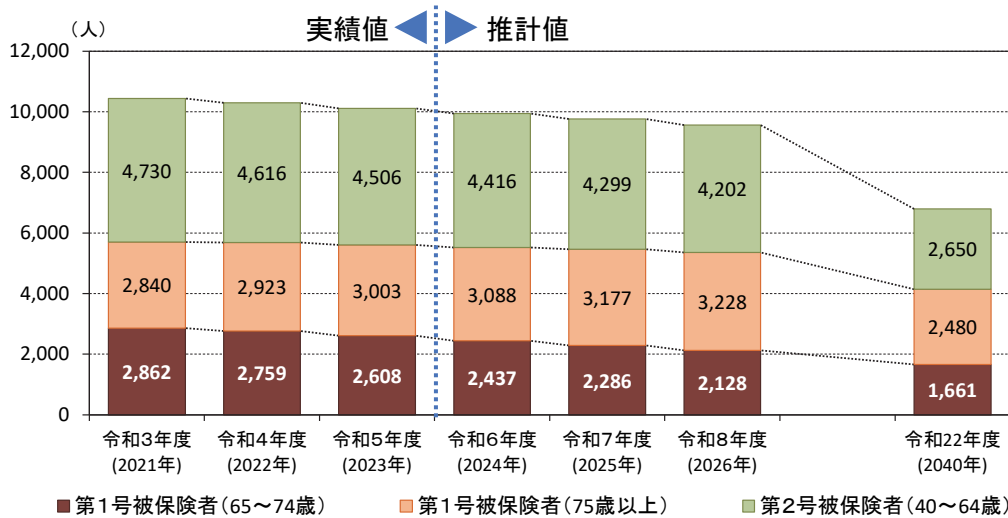
- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- (2) 包括的支援事業の推進
- (3) 任意事業の推進
- (4) 高齢者の自立支援・重度化防止の取組

● 将来推計

1 被保険者数の推計

過去の人口推移に基づく将来人口推計結果によると、第1号被保険者数は減少傾向が続き、令和8年度には5,356人、令和22年度には4,141人となる見込みです。また、第2号被保険者数は減少傾向が続き、令和22年度には2,650人となる見込みです。

■被保険者数の推移

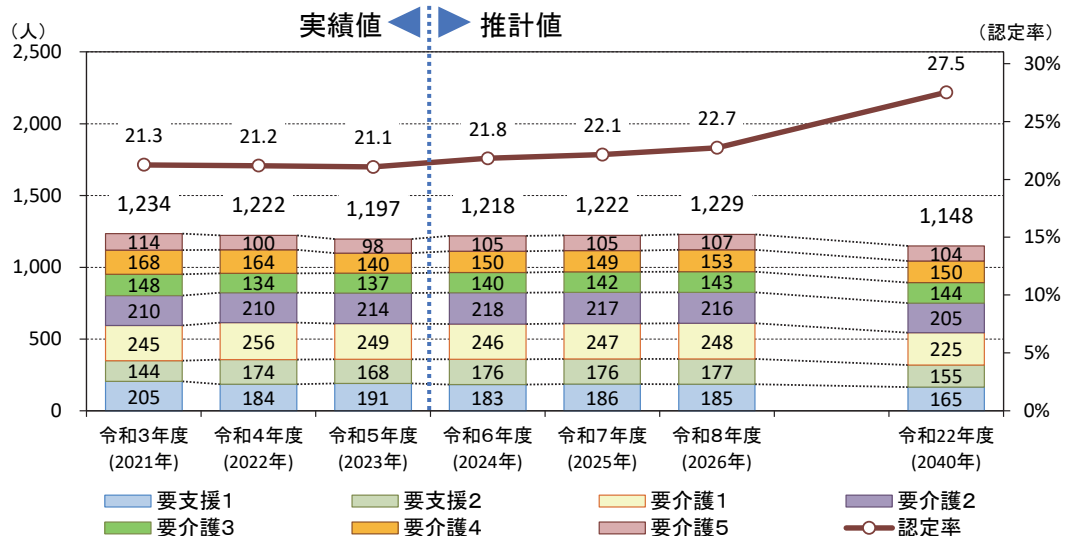


※第1号被保険者実績値：介護保険事業状況報告月報(各年9月末現在)、第2号被保険者実績値：住民基本台帳(各年9月末)
 ※推計値：第1号被保険者、第2号被保険者ともにコーホート変化率法による推計値

2 要介護認定者数の推計

令和3年度から減少していた要介護認定者数は令和6年度から増加に転じ、令和8年度は1,229人になると見込まれます。その後、高齢者の減少に伴い要介護認定者数も減少し、令和22年度は1,148人になると予測されます。

■要介護認定者数の推計



※実績値：介護保険事業状況報告月報(各年9月末現在)、推計値：男女年齢5歳階級ごとの認定率実績をもとに推計

● 介護保険料

1 保険料基準額の算定

保険料必要収納額と予定保険料収納率及び補正後第1号被保険者数により、第9期計画期間中の介護保険料（月額）の基準額は6,900円となります。

	令和6～8年度 (2024～2026年度)	令和22年度 (2040年度)
①保険料必要収納額	1,230,303千円	432,182千円
②予定保険料収納率	99.0%	99.0%
③補正後第1号被保険者数	15,008人	3,801人
④保険料基準額（月額）（①÷②÷③÷12）	6,900円	9,571円

2 第1号被保険者の所得段階別保険料

第9期計画期間の所得段階別の負担割合及び介護保険料を以下のとおり設定します。

保険料段階	対象者の要件	基準段階に対する割合	介護保険料（月額）
第1段階	○生活保護受給者 ○世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者 ○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円以下	0.285 (0.455)	1,960円 (3,130円)
第2段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円を超え120万円以下	0.485 (0.685)	3,340円 (4,720円)
第3段階	○世帯全員が町民税非課税かつ本人の合計所得＋課税年金収入が120万円を超える	0.685 (0.690)	4,720円 (4,760円)
第4段階	○本人が町民税非課税（世帯員課税）かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円以下	0.900	6,210円
第5段階 (基準段階)	○本人が町民税非課税（世帯員課税）かつ本人の合計所得＋課税年金収入が80万円を超える	1.000	6,900円
第6段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円未満	1.200	8,280円
第7段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が120万円以上210万円未満	1.300	8,970円
第8段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が210万円以上320万円未満	1.500	10,350円
第9段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が320万円以上420万円未満	1.700	11,730円
第10段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が420万円以上520万円未満	1.900	13,110円
第11段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が520万円以上620万円未満	2.100	14,490円
第12段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が620万円以上720万円未満	2.300	15,870円
第13段階	○本人が町民税課税かつ本人の前年合計所得が720万円以上	2.400	16,560円

※カッコ内は公費による保険料負担軽減前の値

森町高齢者福祉総合計画
(森町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)



発行：北海道 森町

令和6年3月

編集 森町 保健福祉課

〒049-2393 北海道茅部郡森町字御幸町144番地1

(代表)TEL 01374-2-2181

(課代表) TEL 01374-7-1085 FAX 01374-2-7123

<https://www.town.hokkaido-mori.lg.jp/>